

屋外広告物による景観形成について

1 現況

① 両市域での屋外広告物の現状について

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素の一つです。一般的には、宣伝を目的とするものが多く、日常生活に必要な情報を提供するなど、生活に広く溶け込み、人びとの暮らしには欠かすことができないものとなっています。

両市の国道や、県道沿道では、数多くの企業や店舗が立ち並び、宣伝や誘導を目的とする看板が掲出され、店舗の屋上に大規模な屋上看板を設置しているところもあります。これらの看板は、言わば店の顔でもあり、活気とエネルギーを感じるとともに、まちのにぎわいを創出する魅力となっています。

一方で、人びとの営みの中で様々な情報を伝える大切な屋外広告物であっても、無秩序に乱立すればまちの景観が損なわれてしまいます。

両市をつなぐ東海道沿道などでは、古くから大切に受け継がれてきた看板が、歴史ある建物と一体となり、風情ある景観の一部となっているものも多く残っています。

両市では、これらの看板が、まちの貴重な資源として後世に引き継がれるよう「きらッと大津景観広告賞」や、「くさつ景観グランプリ」として顕彰してきました。

美しい景観に「相反するもの」として捉えられやすい屋外広告物ですが、これらの顕彰に選出された看板のように、地域の歴史や個性に配慮することで、まちなみと調和した、良好な景観形成に寄与することができます。



八百与(大津市)



大津魚忠(大津市)



吉川芳樹園(草津市)



太田酒造 道灌蔵(草津市)

② 屋外広告物の規制状況について

現在の両市の屋外広告物規制は、昭和24年の屋外広告物法の施行から始まります。

それまで、国の事務として、①美観風致の維持、②安寧秩序の維持、③善良風俗の保持、④危害防止の4つの観点から広告物の規制されていたものが、屋外広告物法の施行のもと、滋賀県屋外広告物条例により①美観風致の維持(現在は「良好な景観の形成及び風致の維持」)、②危害防止の2点に限定して規制されるようになりました。

現在は、各市において大津市屋外広告物条例(平成21年施行)、草津市屋外広告物条例(平成25年施行)を制定し、屋外広告物の規制誘導を進めています。

各市の規制は、都市計画法に基づく用途地域、風致地区などと連動していることから、草津市の湖岸部を除き、許可の基準はよく似た内容となっていますが、両市の土地利用の違いから、湖岸部については規制が大きく異なるものとなっています。

2 屋外広告物による景観形成の問題点と課題

① 屋外広告物による景観形成の問題点

現在、両市で屋外広告物による景観形成を進めていくには、次のような問題点があります。

- まちのにぎわいや魅力を演出する屋外広告物も、大きさや色彩などで、琵琶湖や周辺のまちなみと調和が取れていないものがあります。
- 屋外広告物の中には、廃業により放置されたものなど、まちの魅力を損なっているものも一部見受けられます。
- 両市をつなぐ幹線道路沿いでは、統一感のない屋外広告物が乱立し、雑多な印象を与るところがあります。また、東海道沿いでは、風情ある景観と調和がとれていない屋外広告物も一部見受けられます。

② 屋外広告物による景観形成の課題

屋外広告物による景観形成の問題点を踏まえて考慮すべき課題を、次のように整理します。

琵琶湖や背景の山並み、周辺景観と調和した屋外広告物

雄大な琵琶湖と背景の山並みという景観は、両市の景観の大きな構成要素です。中でも琵琶湖や対岸の山並みを感じながらのドライブなどは、爽快な気分させてくれます。これら日常の美しい眺望や周辺のまちなみとの調和を意識した、屋外広告物の在り方を検討する必要があります。



まちなみの魅力を高める屋外広告物の規制誘導

日常生活に必要な情報を提供するなど、人びとの暮らしに欠かすことのできない屋外広告物は、まちに活気やエネルギーを与えてくれます。より魅力あるまちなみへと高めていくために、廃業により放置されたものや無秩序に乱立しているような印象を受ける屋外広告物を規制誘導するような、市域を越えた設置ルールを検討を行うことが必要です。

まちの魅力や地域らしさにあったにぎわいの創造

幹線道路沿いなどでは、屋外広告物が訪れる人に見やすく、安心感を与えることを意識することで、より魅力あるまちなみへと高めていくことが必要です。また、両市のまちなか景観の重要な構成要素となっている東海道は、人や物の交流により育まれた歴史や文化によって、個性と魅力ある景観をつくりだしています。歴史を感じる風情ある景観を守り、これらと調和の取れた屋外広告物によって、地域らしさにあったにぎわいを創造していくことが必要です。



3 屋外広告物による景観形成の目標と目標像

① 屋外広告物による景観形成の目標

これから両市が目指す屋外広告物による景観形成の目標を次のように定めます。

目標

まちなみと調和した屋外広告物で景観を守り、地域らしさを創造する

両市を結ぶ幹線道路は、雄大な琵琶湖や美しい対岸景観を眺めることができ、ロードサイドには商業施設や住宅が立ち並ぶなど、両市のにぎわいある景観をつくりだす重要な路線です。また歴史街道である東海道は、両市の都市景観に風情を与えてくれる大切な場所です。

その場所ごとのまちなみと調和した屋外広告物が並ぶことにより、魅力ある景観を守り、地域らしさを創造していくことが重要です。

② 屋外広告物による景観形成の目標像

屋外広告物による景観形成の目標を踏まえて、両市を結ぶ幹線道路と東海道の目標像を次のように示します。



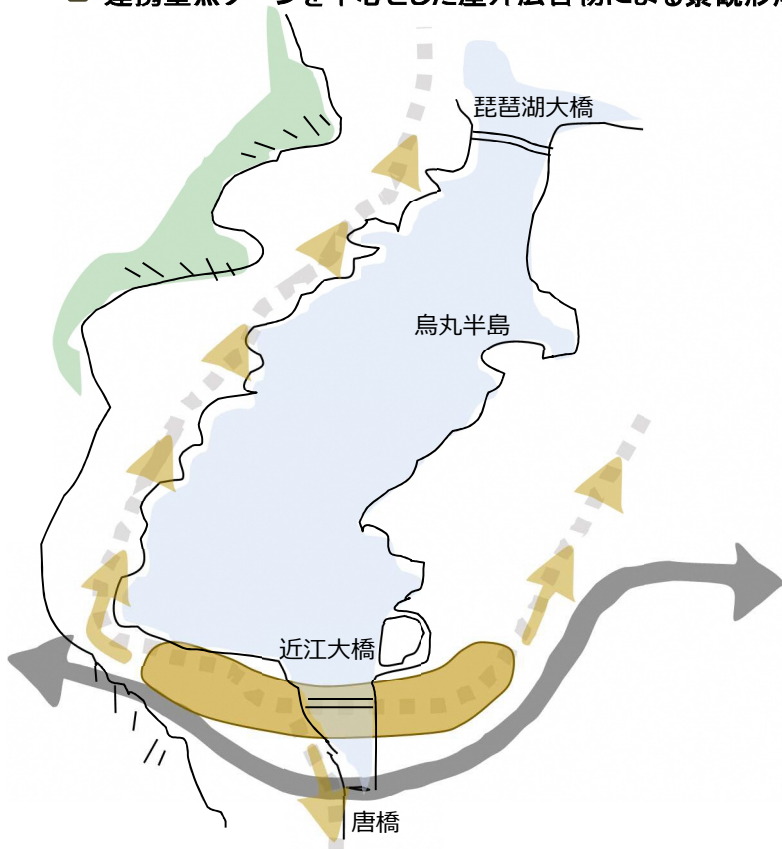
幹線道路の屋外広告物イメージ







東海道の屋外広告物イメージ

屋外広告物がまちなぎわいを担う景観要素として、幹線道路の商業施設や住宅の中に溶け込み、活気とエネルギーが感じられる沿道景観を創造していきます。また、歴史街道である東海道沿道においても、周辺のまちなみと調和した屋外広告物によって、東海道の風情ある景観を守り、地域らしさを創造していきます。

■ 連携重点ゾーンを中心とした屋外広告物による景観形成ゾーンイメージ図



-  **屋外広告物による連携重点ゾーン**
 対岸景観、沿道景観に配慮した屋外広告物によって、両市で連携し、より重点的に景観を守っていくゾーン
-  **幹線道路の景観形成の広がり**
 連携重点ゾーンを起点として、両市を結ぶ幹線道路で、周辺に調和した屋外広告物によって、景観形成を広げていきます。
-  **東海道の景観形成の広がり**
 両市を結ぶ東海道で、その風情ある景観に配慮した屋外広告物によって、東海道のつながりを意識した景観形成を広げていきます。
-  **両市の幹線道路**

4 屋外広告物による景観形成の方針

屋外広告物による景観形成の保全、創造の方針を次のように定めます。

方針

1

屋外広告物の新たなルールによる魅力ある沿道景観の保全

美しい対岸景観や周辺のまちなみと調和した屋外広告物が並ぶような、両市共通の規制ルールを設けることにより、魅力ある沿道景観を守ります。

また、まちなみと調和が取れていない屋外広告物に対して、両市で規制誘導や是正指導などの対策を検討し、景観誘導を図ります。

方針

2

屋外広告物の魅力による地域らしさの創造

それぞれの地域の歴史性や地理的な環境を改めて整理し、景観形成ゾーンを中心に、屋外広告物に関する両市共通のガイドラインなどを検討し、魅力的な屋外広告物の設置を推進していきます。

また、良好な景観形成に寄与する屋外広告物の普及を促す施策として、優良広告物の選定や東海道統一案内看板設置等を推進することで、地域らしい景観を創造していきます。

パートナーシップによる景観形成の推進について

1 基本的な考え方

両市の連携による本計画の景観形成は、市民、事業者及び行政が、それぞれの役割を果たしながら、パートナーシップによる活動を通して実現していくことが大切です。景観は、日常の暮らしや営み、ひとりひとりのまちへの想いが大きく影響します。

ひとりのできること、みんなのできること、こうしたひとつひとつの小さな積み重ねが、じっくり時間をかけながら、いつしか景観の魅力を高める大きな力となります。魅力ある景観を守り、創造し、未来の子どもたちへと手渡すため、市民、事業者及び行政のパートナーシップを推進していきます。

2 主体別役割

① 市民の役割

市民は、本計画の広域景観形成について、行政が実施する施策へ協力するとともに、自ら対岸景観や東海道などを、両市共通の大切な景観資源と意識して、それらに対する愛着や誇りの想いを高め、主体的に活動する必要があります。

② 事業者の役割

事業者は、市民、行政との信頼関係を深め、景観形成への積極的な理解と協力を努めるとともに、両市の良好な景観保全に支障を及ぼすことのないよう、責任ある選択を行う必要があります。

③ 行政の役割

行政は、市民や事業者への情報提供や啓発、活動への支援等を積極的に行うとともに、パートナーシップによる景観まちづくりを推進するための体制を整え、本計画の内容を両市の景観計画等へ反映をしていくなど、広域景観形成の実現に向けての取り組みを進めていく必要があります。

<参考資料>

近江八景

(近江八景の説明については2ページ注釈参照)

近江八景は、日本の代表的な名所絵として屏風絵や陶磁器、蒔絵の絵柄などにさかんに取り上げられ、江戸後期になると、浮世絵でも多く描かれるようになる。そして、歌川広重の作品により、庶民のあいだでも一気にメジャーな名所として定着した。

江戸時代後期の有名な浮世絵師・歌川広重は、近江の風光を愛し、実に20数種類にのぼる近江八景シリーズを世に送り出した。写真は縦版の近江八景で、画面上部には近衛信尹(のぶただ)が詠んだとされる和歌も添えられている。



比良暮雪(ひらのぼせつ)



堅田落雁(かたたのらくがん)



矢橋帰帆(やばせのきはん)



栗津晴嵐(あわづのせいらん)



唐崎夜雨(からさきのやう)



三井晩鐘(みいのばんしょう)



瀬田夕照(せたのせきしょう)



石山秋月(いしやまのしゅうげつ)

<近江八景>



比良暮雪(ひらのぼせつ)



堅田落雁(かたたのらくがん)



矢橋帰帆(やばせのきはん)



栗津晴嵐(あわづのせいらん)



唐崎夜雨(からさきのやう)



三井晩鐘(みいのばんしょう)



瀬田夕照(せたのせきしょう)



石山秋月(いしやまのしゅうげつ)

大津市都市計画部都市計画課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL 077-528-2956 FAX 077-527-1028

草津市都市計画部都市計画課

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

TEL 077-561-6507 FAX 077-561-2486